

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 <u>平成 26 年 3 月 13 日 一部改正</u></p> <p><b>第 1 章 一般的事項 (第 1 条―第 5 3 条)</b>  <b>第 1 節 定義等 (第 1 条―第 1 3 条)</b>  <b>第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条―第 2 7 条)</b>  <b>第 3 節 個別保証枠 (第 2 8 条―第 3 3 条)</b>  <b>第 4 節 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</b>  <b>第 5 節 保険の申込(第 3 6 条―第 3 9 条)</b>  <b>第 6 節 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</b>  <b>第 7 節 確定通知 (第 4 2 条―第 4 5 条)</b>  <b>第 8 節 保険金の支払等 (第 4 6 条―第 5 3 条の 2)</b>  <b>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条―第 6 6 条)</b>  <b>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</b>  <b>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</b>  <b>第 5 章 雑則 (第 6 9 条)</b></p> <p>第 1 条～第 1 2 条 (略)</p> <p>(増加費用保険の取扱い)  <b>第 1 3 条</b> 約款第 3 条第 3 号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。  <b>2</b> 約款第 3 条第 3 号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p><b>第 1 章 一般的事項 (第 1 条―第 5 3 条)</b>  <b>第 1 節 定義等 (第 1 条―第 1 3 条)</b>  <b>第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条―第 2 7 条)</b>  <b>第 3 節 個別保証枠 (第 2 8 条―第 3 3 条)</b>  <b>第 4 節 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</b>  <b>第 5 節 保険の申込(第 3 6 条―第 3 9 条)</b>  <b>第 6 節 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</b>  <b>第 7 節 確定通知 (第 4 2 条―第 4 5 条)</b>  <b>第 8 節 保険金の支払等 (第 4 6 条―第 5 3 条の 2)</b>  <b>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条―第 6 6 条)</b>  <b>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</b>  <b>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</b>  <b>第 5 章 雑則 (第 6 9 条)</b></p> <p>第 1 条～第 1 2 条 (略)</p> <p>(増加費用保険の取扱い)  <b>第 1 3 条</b> 約款第 3 条第 3 号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。  <b>2</b> 約款第 3 条第 3 号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び</p>	

新	旧	備考
<p>仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。</p> <p>3 約款第3条第3号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。</p> <p>4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日 01-制度-00064。以下「与信管理規程」という。）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p> <p>第14条～第58条（略）</p> <p>（支払限度額の設定）</p> <p><b>第59条</b> 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。</p> <p>なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第2における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。</p> <p>2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。</p>	<p>仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。</p> <p>3 約款第3条第3号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。</p> <p>4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日 01-制度-00064）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p> <p>第14条～第58条（略）</p> <p>（支払限度額の設定）</p> <p><b>第59条</b> 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。</p> <p>なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第2における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。</p> <p>2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。</p>	

新	旧	備考
<p>[算式：暫定限度額の算定]</p> $\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$ <p>(注) 1. 平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。</p> <p>2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。</p> <p>一 特約書の締結時(特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第1条に規定する特約期間（以下この章及び別表第2において「特約期間中」という。）に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の17月前から1年間の輸出契約等に係る取引金額（ILCにより決済された場合はその2分の1の額とし、ILC以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第3に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸</p>	<p>[算式：暫定限度額の算定]</p> $\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$ <p>(注) 1. 平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。</p> <p>2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。</p> <p>一 特約書の締結時(特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第1条に規定する特約期間（以下この章及び別表第2において「特約期間中」という。）に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の17月前から1年間の輸出契約等に係る取引金額（ILCにより決済された場合はその2分の1の額とし、ILC以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第3に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸</p>	

新	旧	備考
<p>出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>二 すでに特約書第2条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合(次条第2項ただし書により支払限度額を変更する場合、同条第3項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項により支払限度額を減額設定する場合を含む。)には、特約書の更新日(特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。また、特約書第1条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日)の17月前からの1年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額(約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合(当該設定後であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。)には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。</p> <p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</p> <p>一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書</p> <p>二 その他日本貿易保険が求める書類</p>	<p>出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>二 すでに特約書第2条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合(次条第2項ただし書により支払限度額を変更する場合、同条第3項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項により支払限度額を減額設定する場合を含む。)には、特約書の更新日(特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。また、特約書第1条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日)の17月前からの1年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額(約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合(当該設定後であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。)には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。</p> <p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</p> <p>一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書</p> <p>二 その他日本貿易保険が求める書類</p>	

新	旧	備考
<p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 第2項に規定する輸出実績額がないもの</p> <p>二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの</p> <p>三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの</p> <p><u>（特約期間中に格付変更があった場合の扱い）</u></p> <p><u>第59条の2 特約書第3条第3項第四号に規定する取扱いは、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>第60条～第70条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年4月1日から実施する。</u></p>	<p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 第2項に規定する輸出実績額がないもの</p> <p>二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの</p> <p>三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの</p> <p>第60条～第70条（略）</p>	

新							旧							備考
別表第1 (略)							別表第1 (略)							
別表第2 (第59条関係)							別表第2 (第59条関係)							
約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。							約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。							
特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い		特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い*1、*2					特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い		特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い					
輸出契約等相手方の格付	支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	輸出契約等の相手方の変更後の格付	格付変更前に設定された支払限度額の取扱い	格付変更後の支払限度額の取扱い*3	信用事由による代金回収不能のてん補	輸出契約等相手方の格付	支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	輸出契約等の相手方の変更後の格付	格付変更前に設定された支払限度額の取扱い	格付変更後の支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	
GS GA GE	設定しない	する	GS, GA, GE	—	設定しない	する	GS GA GE	設定しない	する	GS, GA, GE	—	設定しない	する	
			EE, EA, SA	—	設定する	する				EE, EA, SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する*4	する				EM, EF	—	設定する*2	する	
			<u>EC, SC</u>	<u>—</u>	<u>設定しない*5</u>	<u>する*9</u>								

新							旧							備考
			GR, ER, SR	-	設定しない	しない				EC, SC, GR, ER, SR	-	設定しない	しない	
			PN, PT	-	設定しない	しない				PN, PT	-	設定しない	しない	
EE EA	設定する	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	EE EA	設定する	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	
			EA, EE	適用する	-	する				EA, EE	適用する	-	する	
			EM, EF, <u>EC</u>	適用する	-	する* <u>9</u>				EM, EF	適用する	-	する	
			GR, ER	適用しない	設定しない	しない				EC, GR, ER	適用しない	設定しない	しない	
			PN, PT	適用しない	設定しない	しない				PN, PT	適用しない	設定しない	しない	
EM EF	設定する* <u>4</u>	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	EM EF	設定する* <u>2</u>	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	
			EE, EA	適用する* <u>6</u>	-	する				EE, EA	適用する* <u>3</u>	-	する	
			EF, EM, <u>EC</u>	適用する* <u>6</u>	-	する* <u>9</u>				EF, EM	適用する* <u>3</u>	-	する	
			GR, ER	適用しない	設定しない	しない				EC, GR, ER	適用しない	設定しない	しない	
			PN, PT	適用しない	設定しない	しない				PN, PT	適用しない	設定しない	しない	
EC GR ER	設定しない	しない	GS, GA, GE	-	設定しない	する	EC GR ER	設定しない	しない	GS, GA, GE	-	設定しない	する	
			EE, EA, SA	-	設定する	する				EE, EA, SA	-	設定する	する	
			EM, EF	-	設定する* <u>4</u>	する				EM, EF	-	設定する* <u>2</u>	する	
			EC, SC, GR, ER, SR	-	設定しない* <u>7</u>	しない* <u>8</u>				EC, SC, GR, ER, SR	-	設定しない	しない	
			PN, PT	-	設定しない	しない				PN, PT	-	設定しない	しない	
SA	設定する	する	GE	適用しない	設定しない	する	SA	設定する	する	GE	適用しない	設定しない	する	
			<u>SC</u>	<u>適用する</u>	<u>-</u>	<u>する*<u>9</u></u>				SC, GR, SR	適用しない	設定しない	しない	
SC	設定し	しない	GE	-	設定しない	する	SC	設定し	しない	GE	-	設定しない	する	

新							旧							備考
SR	ない		SA	—	設定する	する	SR	ない		SA	—	設定する	する	
			SC, GR, SR	—	設定しない <u>*7</u>	しない <u>*8</u>				SC, GR, SR	—	設定しない	しない	
PU	設定しない	しない	GS, GA , GE	—	設定しない	する	PU	設定しない	しない	GS, GA , GE	—	設定しない	する	
			EE, EA , SA	—	設定する	する				EE, EA , SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する* <u>4</u>	する				EM, EF	—	設定する* 2	する	
			EC, SC , GR, ER , SR	—	設定しない <u>*7</u>	しない <u>*8</u>				EC, SC, GR, ER , SR	—	設定しない	しない	
			PN, PT	—	設定しない	しない				PN, PT	—	設定しない	しない	
PT	設定しない	しない	GS, GA , GE	—	設定しない	する	PT	設定しない	しない	GS, GA , GE	—	設定しない	する	
			EE, EA , SA	—	設定する	する				EE, EA , SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する* <u>4</u>	する				EM, EF	—	設定する* 2	する	
			EC, SC , GR, ER , SR	—	設定しない <u>*7</u>	しない <u>*8</u>				EC, SC, GR, ER , SR	—	設定しない	しない	
			PU	—	設定しない	しない				PU	—	設定しない	しない	
			PN	—	設定しない	しない				PN	—	設定しない	しない	
PN	設定しない	しない	GE	<u>—</u>	設定しない	する	PN	設定しない	しない	GE		設定しない	する	
			EE, EA , SA	—	設定する	する				EE, EA , SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する* <u>4</u>	する				EM, EF	—	設定する* 2	する	



新						旧						備考		
			EC, SC , GR, ER , SR	—	設定しない <u>*7</u>	しない <u>*8</u>				EC, SC, GR, ER , SR	—	設定しない	しない	
			PU	—	設定しない	しない				PU	—	設定しない	しない	
上記以外の格付	保険の申込みを要しない。		GS, GA , GE	—	設定しない	する				GS, GA , GE	—	設定しない	する	
			EE, EA , SA	—	設定する	する				EE, EA , SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する* <u>4</u>	する				EM, EF	—	設定する* 2	する	
			EC, SC, GR, ER , SR	—	設定しない <u>*7</u>	しない <u>*8</u>				EC, SC, GR, ER , SR	—	設定しない	しない	
			PN, PT	—	設定しない	しない				PN, PT	—	設定しない	しない	

\*1：特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分Bに変更された場合は、保険の申込を要しない。

\*2：特約期間中にEC格又はSC格に格付が変更となった場合であって、保険金支払限度額が設定されているときは、与信管理規程第2条においては直前のEE格、EA格、EM格、EF格又はSA格とみなして取扱うこととする。

\*3：特約期間中に2回以上格付に変更があり、表中において「設定する」とある場合ですでに保険金支払限度額が設定されているときは、当該保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、すでに信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。

\*4：第59条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。

\*5：保険金支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。ただし、特約期間中に2

(注) \*1：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分Bに変更された場合は、保険の申込を要しない

\*2：第59条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。

\*3：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。

新	旧	備考
<p><u>回以上格付に変更があり、すでに保険金支払限度額が設定されているときは、当該保険金支払限度額が適用されるものとする。また、すでに信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。</u></p> <p><u>*6：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された場合においても同様の扱いとする。</u></p> <p><u>*7：特約期間中に2回以上格付に変更があり、変更後の格付がE C格又はS C格の場合、すでに保険金支払限度額が設定されているときは、当該保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、すでに信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とし、てん補率が50%とされていない場合であって変更前の格付がG E格、G A格又はG S格のいずれかであったときは、保険金支払限度額を設定せず信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。</u></p> <p><u>*8：*7に該当する場合は、信用事由による代金回収不能についててん補をする。ただし、直前の変更前の格付が事故管理区分R格又はB格の場合は、てん補しない。</u></p> <p><u>*9：特約期間中に2回以上格付に変更があり、変更後の格付がE C格又はS C格の場合であって直前の変更前の格付が事故管理区分R格又はB格の場合は、てん補しない。</u></p> <p>別紙様式第1～別紙様式第6（略）</p>	<p>別紙様式第1～別紙様式第6（略）</p>	